

# 恵庭市合同納骨塚（愛称：庭縁塚）生前予約使用について

このパンフレットは生前予約使用に限定した説明を記載しています。なお留意事項等は通常の焼骨埋蔵使用と同様のため「庭縁塚のご案内」と併せてご覧ください。

## 1 生前予約使用の概要について

- 自身の焼骨を、親族の人（主宰者<sup>しゅさいしや</sup>）に、庭縁塚へ納骨してもらうことを、生前のうちに申請する制度です。

## 2 使用料

- 15,000円（お一人につき）

※管理料はありません。

※生前予約の有効期限は、使用許可を受けた月から20年後の同じ月の月末となります。

※許可を受けてから20年が経過しても使用しなかった場合、使用するためには再度申請と使用料の納付が必要となります。

※生前予約申請後に庭縁塚を使用しないこととなった場合でも、一度納付された使用料は返還することはできません。

## 3 使用方法

### (1)使用することができる人（全ての項目に該当しなければなりません）

申請者の要件 (使用者)	<input type="checkbox"/> 恵庭市に住民票または戸籍がある人・あった人 <input type="checkbox"/> 満65歳以上の人
主宰者 <sup>しゅさいしや</sup> の要件	<input type="checkbox"/> 申請者の親族である人 <input type="checkbox"/> 申請者とともに申請に来られる人

※親族とは、民法第725条に規定する親族(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族)をいいます。

### (2)申請に必要な書類 【②③④は申請者と主宰者の両方が必要です】

①申請書	恵庭墓園合同納骨塚生前予約使用申請書 (恵庭墓園管理事務所で配布)
②印鑑	認印可(スタンプ印以外)
③本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカードなど
④住民票	本籍の記載があるもの(取得後3ヶ月以内)
⑤使用料	申請者お一人につき15,000円
⑥その他	④で使用要件に該当するかどうか分からない場合、 使用要件に該当することを証明する書類(戸籍謄本など) ※詳しくは恵庭墓園管理事務所までお問合せください

### (3)申請から納骨までの流れ

①申請受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者と主宰者が一緒に来庁してください。</li> <li>・申請書を記載し、必要な書類を添付して提出します。</li> <li>・恵庭墓園管理事務所にて内容を確認後、使用料の納付書を交付します。</li> </ul>
-------	---



②使用料の納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恵庭墓園管理事務所でお支払いいただきます。</li> </ul>
---------	--



③許可証の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可証を交付します（複写式で2部）。</li> <li>・使用権者が死亡するまでの間に、主宰者を変更する必要が生じた場合は、恵庭墓園管理事務所へ申請が必要です。</li> </ul>
---------	---



④使用権者の死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用権者が死亡し火葬された後、主宰者は恵庭墓園管理事務所へ連絡し、納骨日時を調整します。</li> </ul>
----------	---



⑤納骨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納骨当日は最初に恵庭墓園管理事務所へお立ち寄りください。</li> <li>・許可証（2部）と、使用者の火葬済証を必ずお持ち下さい。</li> <li>・許可証は管理事務所が記入後、1部は回収、1部は主宰者の控えとしてお返しします。</li> </ul>
-----	---

### 4 お問合せ先

申請・納骨立会関係	
施設名称	恵庭墓園管理事務所（恵庭墓園内）
住所	恵庭市西島松 227 番地 3
電話番号	0123-36-5600
業務時間	9：00～16：30（4月～11月） 10：00～15：00（12月～3月の平日） 8：00～13：00（12月～3月の土日祝日）
開所日	平日、土日祝日（年末年始を除く）